

(別紙)

東 産 収 第 690 号
令 和 8 年 3 月 17 日

茨城県知事 殿

東海村長 山 田 修

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年2月10日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドラッグコスモス東海村店
所在地 水戸・勝田都市計画事業東海中央区画整理事業50街区符号1
- 届出者
名 称 株式会社コスモス薬品
住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

